

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

☞ 相続税がかからない財産

Q：生前に墓地や仏壇を購入しておけば、相続税はかからないそうですが、相続した後でこれらの財産を取得した場合にはどのように取り扱われるのでしょうか。

A：生前に取得した墓地や仏壇は、相続税の課税対象外ですが、相続後にこれらの財産を取得しても、相続税が安くなるなどの特例は、一切ありません。

【解説】

生前に取得した、墓地・墓石・神だな・神具・仏壇・位はい・仏像などは、相続税の課税対象外となりますが、相続後にこれらの財産を取得しても相続税が安くなるなどの特例は、一切ありませんので、生前に取得する場合と、相続後に取得する場合とでは、相続税の負担にかなり差が生じます。

ただし、広大な墓地や黄金の仏像などは、非課税財産とは認められないこともあります。

なお、相続税のかからない財産には、次のものがあります。

- (1) 皇位とともに皇嗣が受けた物
- (2) 墓所、霊廟、祭具及びこれらに準ずるもの
- (3) 宗教、慈善、学術その他の公益事業を行う者が相続や遺贈により取得した財産で、確実にその公益事業のために使用するもの
- (4) 心身障害者共済給付金の受給権
- (5) 死亡保険金および死亡退職金のうち法定相続人1人あたり500万円まで
- (6) 申告期限までに国や地方公共団体、公益法人などに寄付した財産、又は特定公益信託へ支出した金銭

